

税理士法改正実現のため

署名運動を強力に



税務調査
の
法律的知識
特集

われわれの悲願ともいふべき税理士法改正運動は、日税連が発表した「税理士法改正に関する基本要綱」によって、新しい段階にはいった。

しかし、この改正運動をどのようにすすめていくかについては、政府提案、議員立法など種々論議されており、それに対して政府当局の意図は、過般の横山議員の質問に対する答弁並びに去る五月十七日、衆議院の大蔵委員会における大蔵大臣をはじめ政府委員の答弁でも明らかなく、従来の政府見解の範囲を出ず、日税連の「税理士法改正に関する基本要綱」とは大きな距りがある。このことは、法改正運動が政府提案では不可能であり議員立法へ向けて取組む必要性のあることを強く示唆するものであろう。

われわれは、こうした情勢に対処するため理事会、税対等において真剣に討議を行ない、現段階では、議員立法か、政府提案かの二者択一的な結論を出すべきではない。

しかし、法改正を議員立法により達成する方向

を具体的に追求することが現在効果的であると考へ日税連が議員立法の方向で法改正運動を具体的に開始するよう署名運動を行なうこととした。

しかし、一口に議員立法といっても、その実現は至難のわざといわなければならない。このような情勢のなかで、われわれがなし得ることは、まず二万数千人の税理士の総意を日税連に集約し、日税連をして法改正運動の先兵とし、さらに全税理士が一致団結し納税者の権利擁護の旗じるしのもとに国民的な運動にまで展開し、世論を喚起していくことにある。

その具体的な運動の一つとして、日税連に議員立法を強力におしすすめるよう要求し、この署名運動を行なうものであります。

会員のみならず、この署名運動が一つの発火点となり、燎原の火のごとく法改正運動を燃えあがらせる手だてとなるよう、奮って署名に参加し、この運動を成功させよう。

尚、われわれは法改正運動を支えるために「税理士法改正二十億円基金」運動をも合せて行なっております。

全国の税理士諸兄弟に訴えます。一致団結し、強力に税理士法改正運動を展開し、一日も早く法改正を実現させましょう。

清流

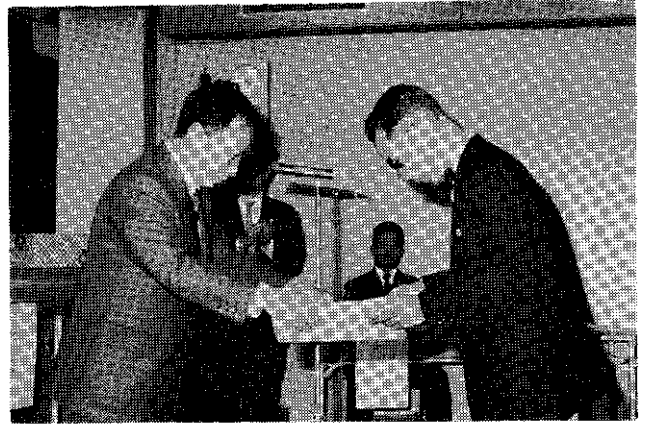
●先般の日経ホールにおいて、シャープ博士は「高福祉社会における税制の役割」と題する講演後、質問に答え、福祉政策の財源は原則として所得税によるべきであり付加価値税は、社会情勢の例外的要求によるもので、財源として所得税に劣ると明言されている。付加価値税の採用は、今後の福祉社会拡大の政策との関連でも、まさに、長期的見地で判断してゆかなければならない。

●日税連では、われわれ全青税連の要望等もあって「税理士法改正対策運動計画大綱」を、過日、正副会長会、常務理事会で決定した。この大綱が理事会で承認され、税理士法改正運動が長期的、全体的な運動スケジュールに基づき、着実に国民大会を含めて強力に展開されることが望まれる。

●然しわれわれ税理士会内部でも一局複数会制を主張する一部グループでは、署名運動を行なっており内に外に、税理士会はいま、試験の場にさしかかっている。

われわれがいまなにをなすべきかは、言を待たないであらう。

村田前会長に感謝状



十一月十日、名古屋税理士会館において行なわれたシンポジウムの際、個人加入会員制度や商法運動の日税連への働きかけ等々、日夜献身的に本連盟の主体性確立の為に三期、会長の職を全うした前会長村田昭君に感謝状と記念品が贈られた。

当日は時間の関係で、前会長よりあいさつを頂けなかったが、当広報部が感想を求めたところ、大要次のように語っていました。
「村田個人で感謝状を頂くよう

なことをしてきたのでもなく、村田個人で出来たのではない。全役員、全会員の協力が有ったからこそなので、この感謝状は当時の役員を代表して頂いたものと認識し他の役員の方々から私が頂けて居るものと思っております。全青税は今後も会長を中心に全役員、全会員が一致協力して目的達成に邁進することを望みます。」
(村田前会長よりの全青税の今後に対する意見忠告等を次号に掲載する予定です。)
(広報部)

昭和47年10月17日

日本税理士会連合会
会長 木村清孝殿

全国青年税理士連盟
会長 寺沢隼人

要 望 書

(1)税理士法改正に対する総合的、長期的対策の確立に関する要望

税理士法改正については、「税理士法改正に関する基本要綱」によって日税連の基本的な方向が確立されましたが、具体的運動については昼夜の御努力にも拘らず遅々として進行していないといわなければなりません。

すなわち、運動の一貫性の欠如は法対運動における会内部の組織的な連携や付加価値税反対運動、商法改悪阻止運動との連携プレーに重大な支障を来しております。

日税連は、今こそ、税理士法改正の総合的、長期的対策を確立するとともに、次の諸点についての対策を文書にて御回答いただきたく、さらに、この際、税理士法改正に関する具体的スケジュールを明らかにし、全国の税理士が一丸となって行動できるような内部体制を早急に確立するよう要望します。

- (諸点) ①情報収集体制の強化 ②対内外PR計画 ③署名運動
④推進大会の開催 ⑤付加価値税反対運動との連携 ⑥国民運動への諸施策 ⑦財政の確立について ⑧国会、各党への陳情計画 ⑨国税庁、大蔵省、税調、弁護士会等との個別懇談会 ⑩その他

(2)付加価値税導入反対決議に関する要望

付加価値税は、国民大衆と中小企業者を著しく圧迫し、税理士を「整理士」に追いやるものといわれております。日税連の諮問機関である税制審議会は付加価値税導入反対の意見表明をしましたが、未だ、日税連は反対の決議をしておりません。

日税連は、早急に付加価値税導入の意見表明をなし、国民運動の先頭に立たれんことを強く要望します。

つきましては、日税連の付加価値税導入反対の決議の意思有無につき、文書にて御回答下さいますよう、お願い申し上げます。

以上

税理士法改正促進 付加価値税導入反対 について

日税連に要望書を提出

「税理士法改正に関する基本要綱」作成後の日税連の運動は遅々として進行していないようなのでこれを促進していく必要がある、

また、付加価値税反対運動も税理士会は起ち遅れているので、早急に運動を展開するよう、十月五日の理事会で、日税連に要望書を提

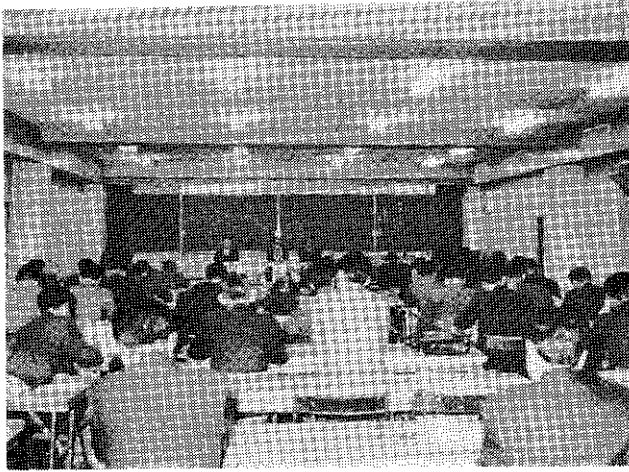
出することが決定し、別掲の要望書を十月十七日に提出した。
これに対して、日税連の正副会長会では、全青税の要望書の内容は全て納得出来るものであるとのことであった。
しかし、依然として日税連の腰は重いので、全国各地の青年税理士は各単位税理士会が活発に運動を展開するよう先頭に立って活動することが必要である。

本年度第一回 シンポジウム 開かる

開かる

十一月十日、名古屋税理士会館
四階ホールにおいて、名古屋税理
士会会長代理副会長長楡田芳一氏を
来賓に迎えて、「税理士業務の独
占権」(小規模企業と税理士の業
務)のテーマでシンポジウムが開

かれた。
雨のため、出席者が危ぶまれ
ていたが約七十名の会員が出席し
真剣に討論されていた。杉浦研究
部長司会のもとに会長あいさつ、
来賓あいさつの後、大阪・竹内誠
二会員、名古屋・
伊藤貞男会員、東
京・西藤逸夫会員
の三君よりそれぞ
れ研究報告がなされ、つづいて出席
会員全員が参加し
て討論がなされた
業務の独占につ
いて、独占の必要
の有無、職業選択
の自由の下での公
共の福祉の意義、
名称独占か業務独
占か等々、納税者
の権利を擁護する
立場で、熱心に討
論は繰り上げられ
た。【詳細次号】



税理士法改正促進のため

署名運動 を展開

税理士法改正を一日も早く実現
することは、税理士会会員が等し
く希求するものであるが、日税連
は国会議員等に「基本要綱」のフ
ァイルを配布する等はしているも
の、運動展開が遅々としている
ため、本連盟はこれの促進を要望
する別掲の趣意書の通り署名運動
を行なうこととなった。

青税会会員は、本署名運動を青税
会員でない税理士会員にも呼びか
け、一日も早く法改正が実現する
よう署名運動を展開しよう。

税理士法改正促進要綱
署名趣意書
全国青年税理士連盟

一、本連盟は、租税法主義にもとずき、納税者の権利を擁護する税理士制度を確立するために昭和四十四年意見書「わが国における税理士制度のあり方」を発表して以来、会員の討議を集約して、次々に「意見書」を発表して来た。
昭和四十五年十一月に発表された「税理士法改正に関する第一次試案」に対する意見書の基本的思考は、日税連の第二次試案を経て、日税連の「税理士法改正に関する基本要綱」にとり入れられ、今や、税理士法改正の指針として確定するに至っている。
また、われわれは、法改正運動をささぐる財政的基礎確立のため「税理士法改正十億円基金」の積立を提唱し、「基金」への参加者は日毎に増加している。
二、「基本要綱」に盛り込まれた法改正の基本的方向は次の通りである。
イ、使命の明確化
税理士制度を納税者の権利を擁護するための社会的制度として意義づけ「国民のための制度」として確立すること。
ロ、税理士の権利の明確化
税理士業務の中心を税務代理におき、その実効を保證するために税理士の権利を明確にすること。
ハ、特別試験の廃止
税理士制度を税務行政の補助機関化することを排し、国家試験としての法の下の平等を貫くため特別試験を廃止すること。
ニ、自主権の確立
税理士会が、国家権力の監督から離脱すること。
これらの基本的方向は、広く一般会員の民主的討議を経たものとして、われわれの主張するところと合致している。
三、これらの基本的方向にもとずく法改正の早期実現は、われわれの切実な希求するところである。
われわれは、日税連がその総力をあけて、会内外に法改正の必要性和その意義を訴え、その実現に努力することを希い、力の限りを尽くすものである。
しかし、これらの原則にもとずく法改正の前途は必ずしも樂觀を許さず、われわれは相當の長期且つ困難な運動を覚悟しなければならぬことを自覚している。
われわれは、会内部は勿論、国民各層へのP・Rと共に、法改正を議員立法により達成する方向を具体的に追求することが、現在重要であると考え、先にのべた「要綱」の基本的方向にもとずき、日税連が議員立法による法改正へ具体的に活動を開始することを要望するものである。

右の趣旨に賛同し、署名いたします。

昭和 年 月 日

住所	氏名
〒	

日本税理士会連合会会長
木村 清孝 殿

反税団体むけと 弁解するが

国税庁が作成した「税務調査の法律の知識」なる小冊子は、「税理士界」第五六六号に全文掲載され、税理士界に大きな波紋をなげかけている。

この「税理士界」掲載に当たっては、国税庁から「相互信頼に基づいて」という趣旨説明文が寄せられ、前文として掲載された。

この前文によると、この小冊子の趣旨は、「一方的な解釈のもとに税務調査について納税者の協力が得られない場合に対処するためのものであって、「一般の納税者や税理士のみなさんとの間においてははたがいの信頼関係に基づきその納得を得ながら調査指導」とする。つまり、この小冊子はあくまで反税団体に対する態度を示したもので、一般納税者や税理士に対しては「法律解釈のギリギリの線」で運用していくわけではなくと弁明しているようである

しかし、これは単なる弁解にすぎまい。われわれ職業専門家が体験している現実の税務行政では、調査の事前通知に関する昭和三十七年九月六日付国税庁長官通達を守られず、「法律解釈のギリギリ

の線」どころか、はるかに超越した線で税理士と一般納税者に対処している税務職員が、いかに多いことであろうか。したがって、国税庁の小冊子担当者の意図が前文の趣旨であったと仮定しても、現場では小冊子の内容とおりの運用が、時の経過とともにすべての納税者と税理士に一般化されることになると思われる。

また、いわゆる「反税団体」についてであるが、前文は「特定の

張 主 『税務調査の法律的知識』

判決や学説を引用した独自の法律論を主張し、「調査に対する非協力的な態度」をとる者を想定している。しかし、数千方納税者が、国税庁お仕着せの法解釈論に従うことはありえず、それぞれが独自の権利主張を行なうのは、民主社会では当然のことである。

反税団体というレッテルを貼って特殊扱いしながら、次第にこれを一般化しようとする課税庁の意図が、そこにはき、感じられる。

任意調査と 強制調査の区別なし

「法律的知識」は、「納税義務者は、質問検査権の行使に対して、一般的に受忍義務を負っているものであり質問検査権の行使の対象とされたことよってその受忍義務が例外的に発生するものではない」としている。

これは、民・百姓を気ままにしようびいたオカッピキ根性と相通

するのではないか、だから、「調査対象者がその行使により受ける負担は、当然に質問検査権の受忍義務の内容をなしている」と云いきって、質問検査を受ける対象者や、受ける時、場所、方法などは課税当局の自由な裁量にゆだねられていくがごとき拡張解釈をとる

さらに、「法律的知識」は、個別税法の検査権には、「立入権」が当然に含まれると主張しているのである。これは重大なことであ

って、日本国憲法第35条の「住居の不可侵」、「所持品の安全」と令状主義の規定からすれば、納税者の同意承諾に基づかない立入権限などは、一切認められないと解すべきであろう。

ところが小冊子は、なおも続けて、所得税法の調査権は「間接強制力があることから見ると、納税者の任意の協力によって行なわれる意味での任意調査ということではできない」とまで断定する。ここ

までくると、強制調査と区別しなければならぬ任意調査の限界が全くなくなってしまうのである。

「国民的立場」をタテ にした反憲法的立場

現在の税法の特徴は、自主的な申告納税制度を採用しているところにあるとされている。これは、主権者である国民みずからが、自己の意志で所得を決定して納税することを原則とし、国家による課税権行使は、例外的、かつ、これを一定の要件に該当する場合に限って容認しているのである。

これは、主権在民と基本的人権を理念とする日本国憲法の本質から生み出されたものであろう。したがって、個別税法の質問検査権の規定についても、課税権行使に

よって国民固有の権利が不当に犯されないよう配慮すべきである。確かに小冊子も、「税務官庁は国民の信託に基づき、全国的立場に立つてその実現を図る」とある。しかし、小冊子の「国民的立場」とは、納税者の自主申告と国民の基本権を尊重するという憲法理念ではない。それは、「均しからざるをうれう」国民の立場に立つことを仮装しながら、課税庁の無制限な裁量権を正当化して、権力的徴税機構を構築するところにあるのではないだろうか。

納税者ぐるみの 税制民主化運動を

この小冊子は、統括官制度を精神的に補強して、税務行政を反民主的方向に押しやるものとならな

いだろうか。かねてから全国青税連は、納税者の権利擁護と租税制度の民主的發展を希求してきたのであるが、今回の小冊子は、この全青税の願いと真向うから対立するものと云わざるを得ない。われわれは、この小冊子の持つ大きな危険に気づき、いち早く納税者国民に知らせると共に、税制の民主化のためにできる限りの努力をすべきであらう。

特 集

『税務調査の法律的知識』 を読んで

基本的人権を大切に

神奈川 陸 山 勇

「税務調査の法律的知識」は、
法律家の専門的批判には到底耐え
られるものではないと思われま
すが、このような「知識」で第一線
の税務が運営されることがあつて
は我々実務家としても黙視する訳
にはいかない。

「税務調査の法律的知識」全体
を流れる根本思想は、中野民商事
件控訴審において東京高裁に提出
された国側準備書面に端的に表明
されている。

即ち「国民が国家の存立を前
提としてのみ、もろもろの基本的
人権を享受しうる当然の事理から
みて……。さらにまた質問検査権
行使の態様方法が妥当であるかど
うかも、個々の不誠実な納税者の
右のような国民の共同の利益の侵
害の程度に応じて判断されるべき
であつて、単に権利侵害のおそれ
から人権を守るといふような抽象
的一般的観点から論ぜられるべき
筋節のものではない」といふ。

換言すれば因あつての基本的人
権であり、相手次第でどんな質問
検査もできるということ、基本

的人権に対する一片の理解もない
ようである。

「すべての人は、生来ひとしく
自由かつ独立しており、一定の生
来の権利を有するものである。こ
れらの権利は、人民が社会を組織
するに当り、いかなる契約によつ
ても、人民の子孫からこれを奪う
ことのできないものである。かか
る権利とは、すなわち財産を取得
所有し、幸福と安寧とを追求獲得
する手段を伴つて、生命と自由と
を享受する権利である」ヴァージ
ニアの人権宣言(1776年)(有斐閣
法律学全集4憲法Ⅱ77頁、80頁)

「アメリカで生れた人権宣言の
最初のヨーロッパ版は1789年
のフランスの「人および権利の宣
言」といわれている。その第2条
では「国家の存在理由は、人の自
然の、時効にかかるとのしない権
利を保全することにある。」

これらの権利とは自由、所有権
安全および压制への抵抗である」と
述べ自然権の前国家性が明らか
にされている(前掲書15、16頁)

国家があろうとなかろうと基本

的人権、人間そのものに備つてお
り、等しく守らなければならない
ということである。

最近フィリピンのルバン島で
戦後二十八年間を生き抜いて死傷
した元日本兵の事件が報道され、
厚生省は再度三人の係官を派遣し
て救出に当るといふ。

朝日新聞十月二十一日付記事に
よれば「ルバン島からは、34年
の大捜査以来、日本兵に関する情
報はいっさいなかったとされてい
る。だが厚生省援護局調査課は、
翌三十五年の一月から三月にかけ
て二回、現地人が山中の日本兵ら
しい者に銃撃されて負傷したとい
うUPIのニュースを知り、三十
六年にも二度、やはりUPIの伝
える同様の情報を確認している。

しかし、なぜかそのまま放置され
ている……」となつており、「悔
い残る国の情報軽視」と四段抜き
見出しがついていた。

しかしこれは単に情報軽視とい
つた問題ではなく、フィリピンは
もとより、多くの諸外国に教知れ
ぬ罪を犯して多大の迷惑をかけ、
二百万人以上の兵を死なせた、あ
の侵略戦争に対する反省そのもの
に欠けるところがあるのではない
か、更には前記国側準備書面にみ
られる国家優先、人民軽視の思想

が真の原因ではないかと思われる
それでなければ陸空には旧帝國
軍隊にまさる火力を有する自衛隊
を擁し、民主的諸団体弾圧のため
に戦前をしのぐ公安警察を養ひ、
事があれば機動隊の大部隊を簡單
に動員するなどしながら、ルバン
グ島にはわずかに数人の係官しか派
遣しないというやり方はできない
「税務調査の法律的知識」の設問
1は、憲法第三十五条についての
見解として「刑事手続における住
居の不可侵、捜査押収に対する保
障を目的とする規定であつて、質
問検査権のような行政手続に適用
されるものではない」と述べ、設
問10では立入権は質問検査権の前
提であるといつてゐる。

これを読むと現代日本は法治國
ではなかつたのか?という疑念す
ら浮んでこよう。「雨風ははいれ
ても、王様はいれない」といわ
れる住居不可侵の基本的人権を侵
害する立入権が、法に明文の規定
なくしてある訳がない。警察官職
務執行法第六條、風俗営業取締法
第六條、消防法第四條、第三十四
條、薬事法第六十九條、等々限定
された条件の下で、具体的に立入
りを認められてはいても、我が税
法には立入り権の規定は見当らな
い。王様も法の規定がなければ、

住居にはいれないのが法治国であり、法の支配ではなかったか。

「税務調査の法律的知識」の設問1の見解では「真実応答義務は自己の申告した内容」(あるいは申告しなかったことが正しいこと)ということの説明することを義務づけられている」と述べ、申告納税制度に附随する本来的義務であるかのようにいつているが応答義務はあく迄も税法に規定されている適法な質問検査権の発動に対応するもので、本来あるものと、前提であるとかいった抽象的なものではない。

この場合適法な質問検査権の行使について設問2では、国側見解に近い判例として引用されている判例でさえ同法二百三十四条一項の取税官吏の質問、検査は所得税の調査に必要なものであることを要し、適正公平な課税を実現するためにこそ、その必要性が合理的に是認される場合でなければならぬのであって、取税官吏の個人的恣意は許されない。(四十五・二十九東京高裁第十刑事部広田権次郎事件)としており、国側見解とは全く対立する判例なのである。従って調査が必要なのかどうか納税者が判断する間もなく、すかすかと室内に立入り、やみくもに

質問検査を受け、それに対して回答又は検査拒否をすれば罰則を適用できるとされるならば、所得税法第二百三十四条自体に違憲の疑いを生じてこよう。

我々税理士が日常茶飯事のように接している税務調査の態様の一つに、金庫、机の抽出し等を開けさせ、収容物を調べ調査の手掛りとする方法があるが、これもいわゆる任意調査の限界を超えた捜査の範囲に入るものといえよう。国側見解では憲法第三十五条は行政手続には適用されないと述べているが、国犯規則取締法第一条、第二条においても検査と捜査は厳密に区分し、捜査については地裁又は簡裁の許可を要するものとして

いる点からしても、所得税法第二百三十四条(法人税法第五十三條)の質問検査権の中では捜査はできないはずである。法を守るという点で殊更重大な使命を持つ公務員である。裁判所の令状なしで、金庫等を開けるよう要求することすら違法行為であるという認識を持って貰いたいものである。

第一線の税務職員の良識(法律的知識なんかなくても良い)によって税務が円滑に運営されることを切望するものゝである。

裁量権を乱用するな

名古屋 北村 佐一

国税庁の「税務調査の法律的知識」を読んで感ずることは、まず質問検査権の行使についての手続的保障の配慮が全く欠けているために課税官庁の自由な裁量にまか

せられている分野があまりにも多すぎるということである。裁量と恣意とは全く異なるにもかかわらず、行政運用面においては、税務官庁あるいは担当官の、恣意的運用がなされている事例がきわめて多いのが現状であろう。「調査の事前通知」「調査理由の開示」「事前調査」の問題も、手続規定が欠如している為におこる問題である。

とがなによりも必要である。次に税法を「徴税の法」ではなく、納税者側の権利立法としてとらえ、税務当局の自由裁量権の乱用を許さない為には、我々税理士はいかに努力すべきかという問題にふれてみたい。

国税庁の見解に対し反論はいくらでもできる。又、文章で反論することは容易であろう。しかし我々は学者ではない。現実の自己の仕事を通じて行動によって国民の権利を守る為努力すべきだとおもふ。たとえば調査の立合等の際に、自己の正しいと信ずる見解と行動をとり、常に税務当局の自由裁量権の乱用は許さないと毅然たる姿勢をとらなければ前進はないとおもふ。

憲法第十二条で「国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならぬ」といみじくも述べられているのではないか。国民一人一人の不断の努力なくしては「権利」は画餅となるであろう。

た、ば調査理由の開示にして

も、私達一人一人が立合いの際に必ず理由の開示を求めるようにすれば、現税法にその規定がなくとも、おのずと税務当局の見解態度は変わっていかざるを得ない。

また「事前通知」の問題にしても事前通知のない場合には原則として当日の調査はおこことわりして後日都合のよい日に調査をうけるという態度をとることによって、納税者の権利を守ることができるとおもふ。これは決して調査の拒否ではない。任意調査である以上調査の日をきめる権利は納税者が留保していると解するのが当然であろう。これにより事実上事前通知を行なわざるを得ないようになっていくであろう。

要は我々一人一人が日常の仕事を通じて不断の努力をすることが大切だといえよう。

国税庁の文書が発表されたということ自体、税務当局が最近の学説判例の動向を無視しえなくなつたことに起因しているのであるから、すべての税理士が自分の仕事を通じて常に毅然たる見解態度を示すように努力しつづけるならば税務当局は我々税理士の動向を無視しえなくなるのは当然であり、それがひいては適正手続の立法化にもつながるものと信ずる。

憲法感覺を

東京 金子圭賢

一、法律的效果

国税庁の意図は「税務職員の研究用」(相互信頼に基いて「国税庁」とのことである。しかしながら、国税庁が自らその名をもって、この行政行為をなしたということは質問検査権に関する法の解釈・適用を具体的に公表したことである。そこで、今回のこの行政行為につき若干の法律的考察を試みてみたいと思う。

そもそも、法の解釈・適用とは「法の一般性の具体化」にほかならないということの意味するものである。従って、国税庁が右の小冊子を公表したその意図を「税務調査について、納税者の協力が得られない場合に対処するためのもの」であり、もとより、質問検査権の行使に当たって、一般的にここに示されている法律解釈のギリギリの線で運用していくことを意図しているものではない(「前掲「国税庁」」或いは「一部特定の団体に対処するため」(「国税庁職員研修員柴田勉氏「国税連」三五三号)と説明してみた処で、その法律的效果は、その行政

的な所期の有意図性——とかりに善意に解しても——を越えて、普遍的且つ具体的に日常の税務行政に適用、運用されていくことは必然の帰結である。

また、更に、「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、質問検査権の行使について実定法に定めのない制限を設けようとするものもみられる。」(「前掲「国税庁」」として、一行政庁が実定法に定めのないという故をもって、その本論の中で独自の法解釈を展開するに至っては、法の具体的な妥当性の実現を任務とする司法機能がそれ故にこそ附与されている固有の立法的機能に対する行政機能の冒瀆行為であり、或いは、司法権への挑戦・介入行為をも意味する。

二、法の支配と税務行政

現代社会の諸問題と現代国家の機能とは、ともに複合錯雑したものであり、その為に新しい変化しつつある状況の把握と、その為の準則の定立適用とが、その専門の知識と経験との故にもっとも妥当な見通しをたて、問題処理の適

性を与えるものであると一般的には考えられ得る行政機能に期待されるを得ないということは、極めて現実的な事実問題として認識せざるを得ないかもしれない。

しかし、この複合的事務からは行政における「専門性」の尊重と、その「善意」の推定とは行政の公正、平等或いは客観性と一致するということを必ずしも意味するものではないのである。

すなわち、現代民主政治の指導原理の一つである平等の原則は、個人の側に於ては理論的に成立し得ても現実の行政行為の中では存立し得ないという状況にある限り(行政行為は決定の一体性と責任の一体性とを、要求することから、「權威の原理」のうえにたつもので、一政府と市民との間には、市民相互の間に存するような平等関係はあり得ない)行政庁の裁量或いは行為というものが行政的に正しくても、憲法的に誤っているVという事象が絶えず起き得るのである。就中税務行政というものが、その本質上すぐれて権力的作用を営むものであることに鑑みれば、今回の右行政行為は正に行政権優位の典型として一行政庁の専断的、独善的行為と解さざるを得ない。

もと、人は法によつてのみ統治されることを原則とするのが法治国家であり、そこにおける法の支配の認識又はその在り方が問題になる。何故ならば、権力統治者が公共の福祉とか「公平の原則」という一見民主的な美名のもとに既存の法律を利用して専制をつくりあげる場合のような法の支配もあり得るからである。だからこそ民主的法治国家における法の解釈適用にはより厳格性が要請される。因みに法治国家における法の支配とは、「まず第一に専断的権力の影響力に対立するものとして、正規の法律の絶対的優位ない

法的限界の探求を

大阪 生山 信 一

国税庁は、税務調査をめぐる諸問題について統一見解として「税務調査の法律的知識」と題する小冊子を作成した。これは第一線の税務職員の研究用として配付されたものであり、課税庁としての立場に立っての見解であるだけに、その内容は課税庁にとってまことに都合のよい解釈で埋められていて、一般納税者は勿論のこと我々税理士としても納得のできない見

し、優越を意味し、統治の側における専断性の存在、特権的権能ないし広範な自由裁量の権能さえもその存在を排除するものである。」(DICEY, Introduction to the Study of the Law of the Constitution, 1885)更に我國憲法第九十九条「憲法尊重擁護の義務」の規定をみる時軽率な行政行為は厳に戒められねばならない。

三、憲法感覺なき行政優位
要約すれば、そこに流れているのは、憲法をことさらに無視しようとする税務行政権優位の主張である。税理士の社会的責任の重大性をあらためて痛感させられる。

解であることは、容易に理解できよう。
何故国税庁がこの様な見解でもって、第一線の税務職員に教育に当るに至ったのであろうか。国税庁は、この小冊子作成に当たっての考え方の中に「質問検査権をめぐる判決や学説の中には、申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の行使について、実定法に定めのない

い制限を設けようとするものもみられる。そして税務調査の場においてもこのような特定の判決や学説を引用した独自の法律論が主張され、調査に対する非協力的な態度とあいまって、調査の実施、ひいては適正公平な課税の実現が著しく阻害されている事例も少くない。」と述べている。

なるほど、納税者の中には一部の非協力団体が存在することも耳にしているし、最近これらの問題をめぐって、質問検査権に関する判例が多数発生していることも事実である。また、これらの団体は「本人の同意なしに税務調査はできません」「税務署の調査は必ず事前に連絡を」等々……といったように、国税庁の見解と正反対の指導を納税者に行なっていることも聞いている。

しかし、課税庁と納税者の立場の相違から、いずれもが自己に有利な解釈をするというのも無理からぬことであるが、そのいずれが是であるかは法の定めるところである。従って、法律解釈に当って判例は非常に重要であって、国税庁も小冊子の中に多くの判例を引用している。ところが、国税庁の見解と異った裁判所の判決には批判的であるという当局の態度が充

分伺えるのが気にかかる。「税務調査の法的知識」は単に第一線の税務職員研修用として当局内部の指導要領的なものであって、納税者はこの見解に拘束されないことは言うまでもないが今後、第一線の税務職員は、この「税務調査の法的知識」に示された統一見解をもって税務調査に当ることとなる。

だからと言って、にわかには税務調査が強化されるようなことはないと考え。それは前掲の国税庁の考え方の後半に「税務調査について納税者の協力が得られない場

学説、判例の尊重を

東京 関本秀治

一、まえがき

この小冊子は、最近税理士会の内外で、大きな反響を呼び起しているが、国税庁の見解は、最近の判例や学説の発展に全く背を向け、国税庁の「課税権絶対主義」の見解だけが、唯一の正しい法解釈であるかのような主張であるから、それは当然のことであろう。

そこで、主として、その基礎にある基本的な考え方について、批判を加えておきたい。

合に対処するためのものであり、もとより質問検査権の行使に当たって一般的に、ここに示されている法律解釈ギリギリの線と運用していくことを意図しているものではない。」と述べていることから明らかであろう。

従って今直ちにこの見解を批判する必要もないと考える。我々税理士は、税の専門家として質問検査権に関する法的限界を探究し、法律解釈の統一を計り、納税者の信頼にこたえることこそ、我々に与えられた職責であろうと考える。

二、最近の学説判例の発展を黙殺

「税理士界」五六六号に転載の際、国税庁は特に「相互信頼に基づいて」というコメントをつけることを要求した。その後、国税庁職員の個人署名で、各誌に作成の経緯や解説を積極的に発表するようになった。しかし、「税理士界」に発表されたコメントは国税庁の正式見解であってその点で個人署名の論文や解説とは異なるものである。

この千字足らずの文書は、国税庁の小冊子全体を貫く、基本的な思想を端的に表現したもので、きわめて重要である。ここで国税庁は、最近の質問検査権に関する学説、判例の発展を歓迎すると述べながら、「申告納税制度の下における税務調査の役割を十分に理解せず、質問検査権の行使について、実定法に定めのない制限を設けようとするものもみられる」として、最近の判例、学説の発展の重要な成果をあえて黙殺している。

三、明治憲法下の法思想の継承
 国税庁は、実定法とは税法だけと考えているのではないかと思われる節がある。国税庁の見解によれば、税法に規定がなければ国税当局にとって都合のよいことは何でもできる（「事前調査」は、税法にそれを禁止する規定がないから、当該職員の裁量にまかされているとか、質問検査権には立入権が当然に含まれているから、相手の承諾がなくとも立入りができるなど）し、国税当局にとって都合の悪いことは、何もしなくてよい（調査の事前通知や、調査理由の開示は、税法に規定がないからする必要がないなど）ことになる。これは、明治憲法下における権力者の思、ある。

四、憲法は最高の法規範である
 われわれは、現在、主権在民、基本的人権を定めた憲法をもっており、これが最高法規としての実定法であって、税法はこの憲法の枠を、たとえ毛筋一本程も超えることはできない。最近、次第に発展し確立されつつある、質問検査権についての学説、判例は、この憲法の定める国民の基本的諸権利をその根拠としており、決して、「実定法に定めのない制限を設けようとするもの」ではない。国税庁の見解に示されたような税法の解釈の方法こそが、行政法の恣意的な解釈の見本である。

五、法律による行政の原則
 法の不備、空白を裁量で補うことができる、という考え方については、国税庁には近代法治主義の理解が全くないと思われる近代法治主義の下における「法律による行政」あるいは「行政の法適合性の原則」によれば、行政は法律の定めるところによって行なわれなければならない、特に租税の賦課徴収のように、国民の基本的人権と深い係りあいをもつ行政分野においては、国民の権利、自由を侵害し、あるいは負担を課するには厳格に法律の根拠を要求される。従って、法律に規定がない場合

法の不備、空白を裁量で補うことができる、という考え方については、国税庁には近代法治主義の理解が全くないと思われる近代法治主義の下における「法律による行政」あるいは「行政の法適合性の原則」によれば、行政は法律の定めるところによって行なわれなければならない、特に租税の賦課徴収のように、国民の基本的人権と深い係りあいをもつ行政分野においては、国民の権利、自由を侵害し、あるいは負担を課するには厳格に法律の根拠を要求される。従って、法律に規定がない場合

といえども、国民に義務や負担を課する場合は、国民の権利、自由を最大限に尊重した手続を経なければならぬ。これは国民の権利、自由と最も関係の深い刑事手続と租税の賦課徴収の分野については「行政の法適合性の原則」だけでなく「刑法法定主義」、「租税法主義」という二重の制約を設けていることから容易に理解される

六、申告納税制度の憲法的意義

さらに、現行憲法の下における申告納税制度の意義を正しく理解する必要がある。それは、国税庁の主張する「申告納税制度の下における税務調査の役割」とは、全く異なるものである。国税庁の見解では質問検査権に対する納税者の受忍義務は、憲法三〇条の納税義務から派生的に生ずると説明されているが、国民は、法律の定めるところによらなければ、いかなる負担も課されることはなく、権利、自由を制限されることもない。したがって、質問検査権に対する受忍義務は各税法の規定によりはじめて生じ各税法に規定される以上のものであってはならない。

申告納税制度の下では納税義務は納税者の行なう申告によって確定することを原則とし、その申告のない場合、または申告が法律の

規定に従って行った場合、その他税務署長等の調査と異なる場合にかぎって、例外的に税務署長等の処分によって確定する。納税義務の確定権は、納税者の固有権であって、税務官庁は、事前にこの固有権の行使に濫りに介入してはならない。税務官庁の課税権は申告納税制度の下においては、第二次的、副次的役割しかもちえず課税権の行使のための調査権は、納税者の申告をまっしてはじめて行使されるもので、いかなる形態にせよ事前調査は許されない。

七、税務行政における適正手続

国税庁の主張する「実定法に定めのない制限」には、調査理由の開示や事前通知などが含まれていると思われるが、それらは適正手続を定めた憲法上の要請である。行政手続にも適正手続が要求されることについては、現在では殆んど異論がない。

適正手続の要請は、最低(1)理由の開示と(2)弁明の機会を与えることとの二つの要件を充たさなければならぬとされている。事前通知や理由の開示なしの抜打ち調査はこの原則に真向から違反する。

以上の立場から国税庁の見解を検討し理論と実践の両面から適切な批判を加えていく必要がある。

納税者を信頼せよ

名古屋 三浦利勝

税理士となって七年余、その間ある大会社で税務の担当をしており、実質的に税理士業務を始めて一年にも満たない私ですが、筆をとりました。

現在は申告納税制度が採用されています。大多数の納税者は自身(あるいは税理士を通じて)で所得額を計算し、正しいと信じて申告しております。税務当局が全面的に信頼し調査のない時代に到来するのを折っていますが、極く一部の過少申告、無申告者のために調査が必要となっていることはやむを得ぬことと思います。

さて人を雇用する場合を考えてみましょう。怠けたら困るからと一日中見はっている方法と、信頼して仕事をまかせせる方法とではどちらが能率よく働くでしょうか。当然のこと人は信頼感のもとに仕事をまかせられれば益々能率を上げて働くでしょう。現代のような時代に前者のような使い方をすれば誰でも働く気はしないと思えます。そして問題、苦情があれば充分話し合って解決していく。これ

が民主主義の時代です。

税務調査も全く同じではないでしょうか。納税者の申告をまず信頼する。疑問があれば話し合っ解決する。その様な方法で調査を進め、納得の上で質問検査権を行使すれば問題にする必要はない

新憲法施行後二十五年?

東京 牧野良三

「税務調査の法律的知識」の内容は厳密には法律論に値しないものである。法律論の土俵にひきおろして徹底的に反論する必要があるが、他に譲って、ここでは二、三の感想を述べることとする。

一、納税者の正当な権利主張を圧殺することはできない

これは法律論を仮装した税務官庁の一方的主張と受取れる。

徴税の確保のためには、質問検査権に何等の制約があつてはならず、国民の納税義務は憲法に由来するものであるから、質問検査に際しては単に受忍義務があるだけ

です。質問検査権は強制調査ではありません。

相手の立場を考え質問検査権を行使するならば、納税者は充分に調査に協力し、答えてくれるはず

です。

今回の「税務調査の法律的知識」により調査の際納税者に対し「法律的な裏付けがあるからこの権利を大いに利用すべき」とますますきびしい調査が行なわれるのではないかと心配である。

ではなく、積極的に帳簿や資料を開示して自己の正しさを立証しなければならぬとしている。

徴税の確保が重要であり、憲法三十条が納税の義務を規定していること(多くの学者は「法律の定めるところにより」という文言に法文上の力点が置かれていているが)も否定しないが、それがただちに納税者の基本的人権を無視して良いことの根拠にはならない。憲法を持ち出すのであれば、全て国民は個人として尊重され、国政の上で最大の尊重を受けなければならぬ。国民としては、基

本的人権が侵害され個人として尊重されたい事象に至れば異議を申し立て、権利を主張する。それは憲法の要請するところでもある。

「相互信頼に基いて」の中で、民主的な判決や学説を独自の法律論と銘つけ、納税者の人権を顧慮せず、正当な権利主張を税務非協力とする姿勢では、「相互信頼」は形成されない。円滑な税務調査を期待するなら納税者を個人として尊重し基本的人権に最大の理解を示すことが先決である。

二、手続をぬきにしては民主主義は存在し得ない

民主主義はつきつめるどころ手続の問題に帰するとはよく云われることである。徴税の確保がいかに重要であれ、手続をぬきにしては生の権力支配となり専制治下と何等異なるところがない。

現行税法はあるべき手続的規制がほとんど欠落している。その間隙をついて、規定のないことは全て許容され、裁量にまかされていると主張し、手続的覆滅を要求する判決や学説に対し、「実定法に定めのない制限を設けようとするもの」と非難している。この見解によれば、税務官史は事前通知をすることなく、時、場所、方法を選ばず納税者の意向を無視して立

入り、理由も云わずに、事前事後を問わず、当局が必要と認める限り質問検査を行なうことができ、応じなければ告訴し、又納税者の営業と社会的信用を傷つけることを意に介さず反面調査を行なうことができる。これが新憲法施行後二十数年を経た現在真顔で語られているのである。改めて驚かざるを得ない。手続のないところには権利はない。手続の軽視はそのまま民主主義の否定につながることを銘記すべきである。

三、税務行政の実態をぬきにしては正しい議論はできない

現実に行なわれている調査のやり方をぬきにしては、質問検査権について論議することはできない。当局はここに示されている法律解釈のギリギリの線で運用していくことを意図しているのではなくおたがいの信頼関係に基づきその納得を得ながら調査や指導をすすめる従来からの方針を堅持していくというが一体現実には一般の納税者や税理士の納得を得ながら調査や指導が行なわれているであろうか……否である。

通達には、事前通知をすることなくの判断は担当者に委ねることなく幹部自身が決定し指示するということになって、現場の

第一線ではこれを殆んど知らず、勝手に抜打調査をし、それが放置されていると聞く。日税連の「税務調査に関する実態調査」でも、その大多数は抜打調査である。

反面調査も、ろくに本人調査を尽さずに行ない、先に反面調査をすますこともあると聞く。これを安易に行なうべきでないことは、静岡地裁石見判決等を待たずとも当局も充分承知のことである。

「他人ニ金錢又ハ物品ノ支払ノ義務ヲ有スル者ニ対シ償問ヲ為スハ之ヲ為スニ非サレハ所得調査ヲ完フスル能ハワサル場合ニ限リ、為ニ秘密ヲ漏洩シ又ハ取引ヲ妨害スルカ如キナカラシムヘキモノトス」昭和二年所得稅取敢方滿條一吉田敬孝氏東京税理士界一八八号論文

税務行政の実態が改まらない限り当局の期待する相互信頼は生まれないであろうし、質問検査権は「国民から信託されたものであって国民の共同の利益を擁護する正義の実現と観るべきもの」と、いかに高らかに誣い上げようと、そらぞらしくひびく

「現行憲法のもので、法とは、主権者たる国民の意思である。国家権力が法に服することは、権力

が国民の意思に服するというものでなければならぬ。そしてまた「法」の根本的使命は、権力者の恣意から国民の自由と権利を守る点になければならない。一切の国家作用は、このような意味での「法」に服さなければならない。違法な国家行為に国民は拘束されない。国民は、その違法性を指摘し争う権利をもつ」(渡辺洋三「法」というもの考へ)

机上の業界紙は「高まる調査改善の声」という見出しで、東京会が会長名で「税務調査に関する要望書」を提出したことを報じている。年内では遅い。庁の見解に対して反論を早急に出せ、「税理士会としてはもとより全支部をあげてこの問題と取組むべきだ」等の厳しい下からの突き上げが殺到しているとのことである。

現状は、正当な権利主張が、ともすると「おかみ」にたてつくもの、特殊な主張として排斥され、意識的に浮き上らされるきらいがある。税理士が多少なりとも調査の方法について異となえると「そんなことを云うのは先生だけだ、はじめて聞いた」という答が返ってくるという。条理に合わない見解は組織をあげて反論し、正当な主張が社会通念として大手をふるる。にすべきである。

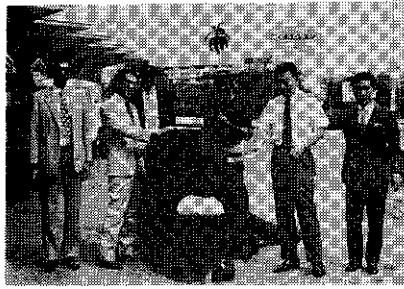
付加価値税欧州視察団締切を延期!!

すでに別便でご案内のとおり、昭和48年3月16日～3月26日、欧州9カ国の税制視察団を派遣することになり、目下参加募集をしています。申込案内発送の遅れの為、12月末日まで参加申込を延期しますので、ふるってご参加下さい。

申込先 付加価値税対策特別委員会委員長宛
〒164 東京都中野区東中野1-49-4 都ビル
岩田克夫
TEL 03-363-4306
付加価値税対策特別委員会

正直なところ、地上から足を離すことの不安が、第一に心配なことでした。海外へ行くにはジェット機と相場はきまっています、あの重い機体がよく持ち上がる、余計心配になりましたが、とにかく乗ってしまえば何とかなると心を落ち着かせ塔乗しました。

とにかく、最初のジェット機がスイス航空のDC-8で、ステュワーデスはもちろん全員金髪的美女ばかり。たちまち、心配は霧散し、救命胴衣のつけ方のデモンストラーションに見とれ、全くだらしくなっていました。機内のアナウンスは、先ず日本語、次が英語、最後にドイツ語という順序で、サービスが日本人向きになっていました。途中香港に立寄り、次にタイへ向いました。天候は大体良



▲ ドウシタンホテル前

第一の目的、タイの空港へ無事到着しました。バンコクの空港は、東南アジアで一番出入国の手続が厳重なと聞いていたため、覚悟して行ったら、予じめお願いしていた日本人ガイドが事務所の中まで迎えに来ていて、脇の通路から手荷物を持ったままフリーパスとなり拍手抜けとなりました。マイクロバスで一行五名はホテルに向い、一休みして、夜の街へ出ました。夕食は、タイ料理を食べながらタイダンスをみるという観光客コースでした。同席していたのが五十名ほどの外国人の観光団で、外国の農協らしくその騒々しさは、かの有名な「ノークォー」もかかやと思われるほどでした。美人揃いのダンサー達も、チップを払えば一緒に写真を撮らせてくれるとのこと、かねて目をつけておいた彼女を指名し、ダンス終了後席へきてもらいました。写真をとるため肩を組んだら、ピクツとしたところは、まるで純真そのもので不良心も直ちに、消えてゆきました。この時の写真は、帰国後大変

に好評でしたが、女房には不評でした。大切に保存してあります。翌朝は、水上マーケット見学、寺院見学、バラ園見学、私設ヘビ園見学とハードスケジュールでしたが、無事消化して夜となりました。中華料理の晩食は、非常に美味でしたが、昼に食べた日本食の方が却って高価な割に不評でした。散歩へ出れば、真先にトルコ風呂が目につき、バー、クラブとまわるうちに遊び心がムラムラと起き

東南アジアの旅

神奈川 稲垣 浩司

てきます。三日目は、朝から土産物の買物で忙しく、昼食も街角のラーメン屋で済ませるような状況でした。一行のうちの一人は、どこかの彼女からプレゼントしてもらったネクタイを締め、ニコニコとタイは良国だといいつつ、共にシンガポールへ出発しました。シンガポールは、仕事できたため、市内の観光は殆んどできずに終わりました。ただ、当地でホテルを二つも経営している友人が面倒をみてくれたので、食べ物もホテ

ルも、のところが安く楽しむことができたのでした。道路は大変清潔できれいでした。聞くところによると、ツバしたり、タバコとかゴミを捨てたりすると罰金をとられるそうで、そのせいでしよう。ただ夜、街を歩いているとボン引風の男が寄ってきて、片言の日本語で、×××あるよ！とい、悪い言葉に驚かされますが、港町を感じさせます。家族と一緒に過すには良いところです。当地へ二泊し香港へ向いました。

スイス航空、日本航空と乗ってきたが、今度はキャセイ航空の飛行機になり、しかもベトナム上空を飛ぶときいて気分が滅入っていました。出国のときの身体検査も厳重で、磁気による携帯物の検査を受けました。このコースが一層心配でしたが、香港に近づくにつれ気象状態が悪化、回復をまったくため夜も遅くなってしまいました。香港は、街全体に一種独特の臭があり、気になりましたが、夜景は素晴らしく忘れられません。日本人がどこへ行っても、あふれるほどおり、血眼になって買物してしまいました。日本人の泊らないホテルを希望して超一流のホテル・ベニンスラーに泊りました。翌日、雨

が降っていましたが、ホテル側で車を用意してくれ、生れて初めてロールスロイスに乗せてもらって空港へ向いました。空港内の売店で、酒類を買い最後の目的地台湾へ向いました。日台関係が良かった時で、税関も入国管理事務所も、簡単に通過できました。早速ホテルへ向い、一休みの後夕食。夜の街へ散歩にでて、日本語が通じ全く不便を感じません。

ただ台湾の女性達の話は、週刊誌で知っていましたが、想像した以上でした。日本人であるなら老いも若きも遊ぶという観念を植えつけたのか、一人で寝ようものならホテルのボーイから女性を熱心にすすめられ閉口します。四日間滞在が、最後の日は、台風に狙われたため、早々に退散して東京へ帰りました。世界の関心は東南アジアに移ってきており、この旅で、各国の人達と親しく交り、短期間ですが外国に居たことが、有形無形の影響を人生観に与えてくれました。(全青税、東南アジアの旅は、今回人員の都合によりとりやめとなりましたが、次の機会には実現させたいと思っております。)



第二回 理 事 会 報 告

昭和47年10月5日
於 名古屋税理士会館

議長 各務 重則

議 題

- (1) 各部・各委員会報告
- (2) 重要事業計画スケジュール化に関する件
- (3) 税理士法改正のための署名運動に関する件
- (4) 日税連に対する要望書提出等に関する件
- (5) シンポジウム開催に関する件
- (6) 代議員選任に関する件
- (7) その他

たのち、(2)各部各委員会の重要事

業計画のスケジュール化により審議がなされ、寺沢会長より、スケジュールを具体化して各部各委員会の活動を行なって欲しい旨の要請があり、出席者もこれを了承した。

各部各委員長ともスケジュール表を総務部長宛に提出し、総務部が中心となってスケジュールの調整を行なうこととなった。

次に、(2)税理士法改正を促進するため、全国青税連が中心となって法改正促進のための署名運動を展開することを審議した。法改正の方向について、出席者の中で、議員提案と政府提案のいずれでいくかで論議が行なわれた。

現状では、議員提案の方向で運動を進めないと政府提案を引き出すことも不可能であるとの意見が大勢を占め、「署名趣意書」を作成して、法改正運動を強力に押しすすめるよう日税連に働きかけることとなった。

「署名趣意書」の内容は、本日の審議の様子を折り込むというところで会長に一任された。

続いて(4)税理士法改正と付加価値税導入反対についての日税連に対する要望書提出につき審議がなされ、日税連の法対運動全体に亘って連携プレーがなく、一貫性が欠如している点に論議が集中し、全国青税として日税連に対して要望書を提出することに出席者全員が賛同した。

付加価値税については、日税連の諮問機関である税制審議会での対の意思表明をしているのに日税連の理事会で反対決議をしていないことを問題視し、税制の専門家である税理士が、国民大衆と中小企業者を圧迫する付加価値税導入に積極的に反対し、国民運動の先頭に立つべきだとの意見が出され要望書にも、こうした内容を盛り込むことで出席者も賛同した。

(5)のシンポジウム開催について審議がなされ、テーマは「税理士業務の独占権」、日時は十一月十日(金)午後一時から午後五時まで、場所は、名古屋税理士会館発表者は各団体から一名ずつ、というところで全員の同意を得た。

次に、(6)代議員の選任について各団体より報告がなされ、個人会

員から選出する代議員については寺沢会長より発表され、一同これを了承した。

(7)その他、(4)次期総会について具体的な審議がなされ、神奈川青税より、来年の七月十五日、十六日「箱根小涌園」で行ないたい旨の提案があり、一同これを諒承した。

総会運営の細目についても神奈川青税に一任し、そのプログラムに一致協力することに一同賛成した。

(8)団体加入の期中増加会員について、個人会員との均衡上、やはり、月割計算で徴収すべきである旨の提案が経理部よりなされ、審議の結果、万場一致で可決確定した。

第一回 正副会長 協議会 (拡大)

昭和47年11月9日
於(名古屋)角屋

議長 矢頭 早

- (1) 署名運動に関する件
- (2) 大に関する件

(3) その他

(1) 寺沢会長より「理事会で一時間余の審議をなし、署名運動を開始することに決定しましたが、税理士法改正は議員提案と政府提案の二者折一的な論議ではないが現状では、議員立法の方向で働きかけないと法改正の気運すら生じてこないのではないか。

「署名趣意書」に税理士改正運動の現況を説明文として付して署名運動を展開していく。全国青税連の会員については、来年の一月末日まで、一般会員については四末日までを目標として集めて欲しい。

青税会員については百分を目標とし、一般会員については、青税会員が一人三名とし、個人会員については、会員自身と一般会員についても地域性も考慮しつつ、努力して貰いたい。

「署名趣意書」は、第一次分を二月早々に日税連の正副会長会に提出する。第二次集計分は、五月早々に同じく提出する。

以上の趣旨に添って各団体、個人会員の積極的な協力をお願いしたい。」との要請あり討議される。

大西大阪青税会長・奥田組織強化副委員長 説明文はどうしてつ

けるのか。

寺沢会長 本日一時から行なわれた正副会長会で「署名趣意書」について打合せをしたところ、趣意書中「議員立法の方向」という表現に説明不足の点もあり、税理士法改正運動の現況を説明することとし、青税会員が一致協力できる運動を展開することになった。

大西大阪青税 政府提案は、現状では不可能である。議員立法一本でいくべきである。原案でよい。

矢頭議長 「署名趣意書」の成文化の段階での説明不足を補足するという事で諒承して欲しい。

大西大阪青税 集計方法、送付先等も明記して欲しい。

……ここで、境税対委員長が説明文の原案を提出し、大筋において出席者の賛同を得た。一部字句の修正をして、「署名趣意書」に添付することとなった。

大西大阪青税 一般会員の三分は、どのように集めるのか。大阪会五千人に送りたいがどうしたらよいか

寺沢会長 各団体に適した方法でやって欲しい。一般会員に配布する印刷費は連盟で負担する。郵送費は各団体で負担して欲しい。次に、(2)組織拡大について討議され、寺沢会長より、署名運動と

組織の拡大強化と結びつけていく必要がある旨要請された。

勝部組織部長より、全国的な組織の状況について説明がなされた。又、未組織地域の名簿整理も進んでいる旨報告がなされた。

次いで村山副会長より、関信地区の組織化の現況について詳細な報告がなされ、出席者一同も地域に対する認識を深めた。

矢頭議長 組織拡大に関する情報を検討して、署名運動と併行して来年の一月までの間積極的に出張することについて討議されたい

……組織強化特別委員会の地区別委員長が具体的な県名を列挙し、積極的に向向することになった。

全国青税連以外の行事で、未組織地域へ出掛けたときは、極力、現地の個人会員と接触して意思の疎通を図ることで意見の一致をみた

奥田組織副委より、全国青税連のPRが不足している旨の指摘があり検討、次の事項について積極的にやろうということになった。

- ①県別委員長へ未入会員名簿を渡す
- ②新規合格者へ祝状を出す
- ③電話、手紙で入会勧誘を行なう
- ④各団体で合格者祝賀会を行なう
- ⑤小人数の会議を未組織地域で行なう

⑥個人会員向けに、「全青税だより」(仮称)を発行する

内容は、全青税の活動状況と業界の情報をタイプオフ程度の印刷で、体裁は余り構わず、メモ情報的なもので、間断なく個人会員に情報を流す必要があるとの事から決った。総務部が担当し、十一月から実行する。

その他、各団体の現状報告がなされた。(村山副会長、所用で退席)増田東京青税 東京青税では、行政単位毎の部会づくりを行なっており、今日まで十八部会を結成し

近く二十部会をこし、部会中心の会務運営を行なっていく。

「税理士法改正二十億円基金」も部会が動いている。

「税務調査の法律的知識」に対する批判検討も成文化の段階にあり、十一月十五日ごろまでに全国青税会会長に提出の予定なので、全国青税連では、早急に制度委等を開いて検討して欲しい。

十月二十五日には、若手弁護士と懇談会を持ち、税理士法改正に関する基本要綱について、意見交換をなした。質問検査権など国民の権利を守る立場から大いに一致

点もあり有意識な会合であった。若手の公認会計士とも懇談会を企画している。

金子神 青税 「法律的知識」

については、批判的文書を会報に掲載し、会員に啓蒙している。

千葉青税準備委ができたので、まもなくニケタの会員でスタートできると思う。

「二十億円基金」の運動は、積極的に推進している。

各務名古屋青税 岐阜方面へ働きかけている。名古屋青税の執行部が直接出掛けていって話し合いをしている。

「法律的知識」は、十月四日に研修会を開いた。北野教授を囲んで五時間位やった。シンポジウムについても、同じテーマで四人のチューターを出して討論会を開いた。

大西大阪青税 兵庫、大阪、京都の三支部が合同で北野教授の講演で「法律的知識」の研修会を開いた。十一月十二日には、渡辺洋三教授の「法の支配と税務行政」というテーマで研修会を開く。

北野講演は四万字のパフレットにして会員に配布している。困

税序版と対比してつくってある。税理士法四十二条の天下り規制については、大阪合同会に臨時総会をひらくよう働きかけている。付加価値税反対の運動も積極的

「二十億円基金」については、大阪合同五千人の会員に呼掛けて

いる。全青税は、付加価値税にどのように対処するのか。

寺沢会長 十二月二十二日に日税連の理事会が行なわれるが、そこで反対決議するよう働きかける

岩田副会長 要望書の回答の期限を付して出したらよいと思う。

大西大阪青税 税理士法改正と付加価値税反対の運動は、従来通り、日税連ベースでやるのか。

寺沢会長 日税連ベースでやる十二月十二日の日税連理事会で組織決定させることこそ急務である

荻野総務部長 その方が、より大きな力となるのではないか。

大西大阪青税 付加価値税の署名運動をやる必要がある。

税制批判も積極的にやるべきだ

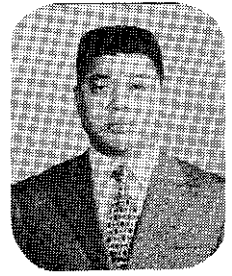
矢頭議長 先ほどの正副会長会でもその事を討議した。荻野総務部長 税制の専門家である税理士が税制批判をするのは当然である。各務名古屋青税 唯、その方法について批判だけでなく、税理士法に基づいて建議するということがやったらよいと思う。矢頭議長 要は、建設的にやるという事です。以上で一切の討議を終了した。

酒

と

くるま

東京 山口 勝 男



今年も余すところいくばくもなく、そのうちあちこちで忘年会というやつをやるわけだが、毎年この時季になると思いつくことがある。

今から十六、七年前の話です。かり時効ということで了解を乞う。当時頃は会計事務所の職員で仕事に酒に没頭していた。

同僚もそろって酒豪、忘年会が終って最後に残った四人が帰ることになったが、たまたまその内の一人が事務所の車（ルノー）に乗ってきており、その同僚が我々を配達してくれることになった。

八王子の在のいなか道にさしかかったおり、運悪く故障してしま

い。直そうにもいなかの夜道は暗い。

すっかり困っているうちに、小雨が降り出し最悪の事態になってしまった。

ふと前方を見ると霧雨にかすんでボーンと赤いランプが見える。それは将しく駐在所である。デゴクでホトケとばかり一人を運転台にのせ三人で押しながら（四人共したたか酒を喰らってまともな状態じゃない）駐在所の前に止め、こつこつ懐中電灯を照らして下さい、

とたのんだところ、五十がらみの駐在さんが出て来て、「やあみなさんごきげんですなあ」と我々がプラグの修理をしている手許を照らしてくれ、そのうち奥さんが出て来て傘をさしてくれどうやらエンジンが始動し、たいへん助かったものだ。

今なら、交番をさけてとおるのが人情というもの、いやそんなデタラメ運転はしてはならないし、許されてはならないこと。

この一件は駐在さんの人情やら時代の流れやら、若気のいたり等々たいへんな教訓になった。

それにしても、よくもまあイケシャーシャーとして交番にかけ込んだものだ。と失笑の限りである。

もっとも当時東京でいなかの方へ出張すると晩メシをこちそうになり、お得意さんいわく「今日はオートバイですか、そうですかそれじゃ寒いですからいっばいやって下さい」とえなもんで五合

酒をのんで意気ようようとかみなり族よろしく帰走したものだ。た。

今考えてみると想像を絶し、背すじの寒くなる想いである。

当時は車は勿論、公害等という言葉すら知らない良き時代だった。

■ 全 国 青 税 連 へ 加 入 し よ う ■

全国青税連は、1,600人をこえる会員を擁しており、連盟の目的として

1. 税理士制度の発展強化
2. 会員相互の研修及び親睦
3. 会員相互の連絡、提携及び資料交換の3つを掲げ、その目的達成に努力しております。

本連盟は、青年の気があり、青年らしさがあれば年齢を問わず、すべて会員資格があるとされています。しかし、「青税連」であるからには、役員にはつとめて若い人をあてることとしており、現在は40才までの人達が中心となって執行部を構成し運営に当たっています。

編集後記

▼当号は「税務調査の法律的知識」に関する特集しました。

▼当号の「税務調査の法律的知識」に対し、ご意見、ご批判などをお寄せ下さい。

▼次号においては、名古屋で先日開かれたシンポジウム「独占権」に関する特集を予定しています

▼ここ連続して、掲載内容が理論的なものに偏る傾向もありますので、今後、全国の全会員から随筆、雑感等の原稿や、地域的な活動、状況報告などの記事を是非お寄せ下さい。

▼広報部員一同、機関紙「全国青税連」をわれわれ全会員の意見の交換場として、全会員の力で作り上げていきたいと思っています。

(広報部一同)

全国青年税理士連盟

東京都豊島区南長崎
1丁目17番12号
〒113
分室 梅名町4-1-2 403号
電話 03(950)1758
〒171
代表 寺沢 入 事務所内
発行人 会 長 寺沢 博人
編集人 広 務 部 長 押久 侯 晋
印刷所 日 本 経 営 通 信 社